

総務庁長官 小里 貞利 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第249号の答申

日本標準職業分類の改訂について

現行の日本標準職業分類については、前回昭和61年6月の一部改訂以降11年を経過し、この間の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に適合させるため、これを改める必要が生じてきた。

本審議会は、統計の継続性に配慮しつつ、現行分類の全般にわたり慎重に審議した結果、別添のとおり改訂することが適当であるという結論を得たので答申する。

1 今回の主な改訂点

- (1) 社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化を的確に把握する観点から、就業者数の増減、国際比較性の向上等を考慮して分類項目の新設・廃止等を行うとともに、職業例示を含め、社会通念の変化により不適切化した用語の改称等を行った。
- (2) 男女共同参画社会の実現を推進する観点から、①原則として性別を表す語の使用を避ける、②性別を表す語を使用せずに表示することが困難で、かつ、当該職業名が一般的な呼称として社会的に認知されている場合に限り両性の呼称を併記するという基本方針の下に、分類項目名及び職業例示名の改称等を行った。

2 今後の課題

我が国の社会経済情勢は今後一層変化の速度を増し、就業実態の多様化が進むと考えられることから、日本標準職業分類について、適時・適切な改訂に努めるとともに、国際比較や情報化の進展に配慮した提供を行うことにより利用の高度化等を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 情報化の進展、消費行動の変化等は、今後とも職業構造に大きな影響を及ぼすと考えられることから、職業に関する情報の恒常的な収集に努める。また、個人の就業実態を把握する際に「職業」と並んで重要である「従業上の地位」等に関する分類の標準化について研究する。
- (2) 企業活動の多角化、国際化等の進展により、企業内における法務・財務などの専門的な知識を必要とする職業の役割が高まっていることから、このような企業内事務系専門職業従事者の分類について調査研究を行う。
- (3) 本職業分類の利便性を高めるため、国際標準分類として国際労働機関（ILO）が設定している「国際標準職業分類（ISCO）」との対応表を作成する。

(4) 行政の情報化を推進するという政府の方針（「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定））にのっとり、本職業分類のインターネット等による電子的提供を推進する。

（別添省略）